

# 令和7年度 第3回熊毛海区漁業調整委員会

## 議 事 録

### 1 日程等

- (1) 日 時：令和7年8月25日（月）午前11時4分～午前11時31分
- (2) 場 所：熊毛支庁第2会議室（西之表市）
- (3) 出席者：別紙のとおり

### 2 議事内容及び結果

- (1) 知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）
  - 原案のとおり定めることが適当である旨答申することに決定。
- (2) 令和7年度要望書について（報告）
  - 報告事項について了承した。
- (3) くらまぐろに関する令和7管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の変更について（報告）
  - 報告事項について了承した。
- (4) まあじに関する令和7管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の変更について（報告）
  - 報告事項について了承した。

# 令和7年度 第3回熊毛海区漁業調整委員会出席者名簿

令和7年8月25日(月)午前11時4分～

## 1 委員

氏名	区分	出欠
伊東 恭三郎	漁業者・漁業従事者	出席
浦邊 美智生	漁業者・漁業従事者	出席
奥村 洋海	漁業者・漁業従事者	出席
鞆 保徳	漁業者・漁業従事者	出席
浜崎 一成	漁業者・漁業従事者	出席
羽生 隆行	漁業者・漁業従事者	出席
江幡 恵吾	学識経験者	出席
折田 和三	学識経験者	出席
稲盛 重弘	中立	出席
八板 俊輔	中立	出席

出席 10

欠席 0

## 2 事務局

職名	氏名
事務局長(林務水産課長)	中津濱 康熙
次長(技術主幹兼水産係長)	柳 宗悦
書記(水産係 技術主査)	赤塚 麻美

令和7年8月25日午前11時4分開会

【開会】

○ 柳次長

皆さん、こんにちは。

少し定刻よりも早いですけれども、委員の方がお揃いですので、ただいまから、令和7年度第3回熊毛海区漁業調整委員会を開催いたします。

座って説明させていただきます。

鹿児島在住の委員の方は、Web会議システムによる出席となります。

どうぞよろしくお願いたします。

なお本日は10名の出席をいただいておりますので、本委員会は成立することを報告いたします。

また本日は、事務局として、県水産振興課、漁業調整係の山神水産技師と漁業監理係の吉田水産技師が出席しております。

それでは、委員会を開催いたします。

本日の議題は会次第に示しておりますとおり、知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）他計4件となります。

それでは開会にあたりまして、会長の伊東委員がご挨拶を申し上げます。

○ 伊東委員

皆さんこんにちは。

本日は、お忙しい中、そしてまた大変暑い中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の協議事項は4点であります。

忌憚のない意見をお願いいたします。

○ 柳次長

ありがとうございました。

それでは、議事に入らせていただきますが、座長につきましてですが、熊毛海区漁業調整委員会事務規程第4条第1項により、会長が務めることとなっておりますので、伊東委員よろしくお願いたします。

○ 伊東委員

はい。

それでは、座長を務めさせていただきますので議事の円滑な進行にご協力をお願いいたします。

なお、熊毛海区漁業調整委員会事務規程第8条により、発言の際は挙手の上、私の許可を得てから行うようお願いいたします。

それでは議事に入ります前に、今回の委員会の議事録署名者を、私の方から指名させていただきますよろしいでしょうか。

○ 委員一同

はい、

○ 伊東委員

それでは今回は、浦邊委員と折田委員を指名いたしますので、よろしくお願ひします。

それでは、議事に入ります。

議題1 知事許可漁業に係る制限措置等の公示について事務局からの説明をお願いします。

○ 山神水産技師

はい。水産振興課の山神です。

議題1についてご説明をいたします。

資料1の1ページをご覧ください。

本議題は諮問事項ですので、まずは諮問文を読み上げます。

水振第418号、令和7年8月25日（水産振興課扱い）、熊毛海区漁業調整委員会会長様、鹿児島県知事、知事許可漁業にある制限措置等の公示について（諮問）、このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容等を定めたいので、漁業法第58条により準用する第42条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

2ページ目をお開きください。

今回、公示を行うのは稚うなぎ漁業に関する制限措置等です。

当該漁業につきましては、うなぎ養殖用種苗となる稚うなぎの採捕を目的とした漁業です。

制限措置については資料に示しているとおりです。

操業区域は5ページ以降に別途示しておりますので、お目通しをお願いします。

漁業時期については例年同様、12月から3月のうち、資源管理措置として操業日数を90日間に短縮しております。

許可または起業の認可をすべき者の数は合計1,210名で、うち8名がふくろ網使用となっております。

昨年度は制限措置の許可すべき者の数を1,230名で公示し、実際の許可数は1,215名、うち8名がふくろ網使用であり、昨年度と同数程度ですので、許可を行って問題ないと考えております。

種子島に関する部分は、4ページの操業区域30から下です。30、31、32の部分です。そちらご確認をお願いします。

4ページの下段をご覧ください。

許可の有効期間については、令和4年に承認いただいたとおり、今回公示する漁業

時期とします。

資料の許可の有効期限の終期を令和7年3月29日とお伝えしておりますが、正しくは令和8年3月29日でございます。

お手数ですがお手元の資料修正をお願いします。

申請期間すべき期間は令和7年9月16日から10月17日までとします。

説明は以上です。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○ 伊東委員

ただいまの事務局からの説明に対してですね、ご質問やご意見等ございませんか。

○ 折田委員

はい。

○ 伊東委員

折田委員どうぞ。

○ 折田委員

はい。

9ページの方に参考というところがありますが、許可の基準のところですね。

現行のところなんです、漁業を営む者の資格というところが、改正前から新たに入っていますが、具体的な条件と、あとこれによって、実際、許可ができないというような方も出てくるのでしょうか。

○ 伊東委員

山神さん、説明をお願いします。

○ 山神水産技師

はい。制限措置に定める許可を営む者の資格の部分ですが、業種によって設定があったり、設定がなかったりという場合がございます。

稚うなぎの場合に関しては従来から地元の人が操業しているというような背景に鑑みまして、住所要件というものを設定しています。

ですので、地区外の方は申請ができないことになります。

○ 伊東委員

折田委員、ただいまの説明でよろしいでしょうか。

○ 折田委員

はい。了解しました。

地区内であれば、制限を受けることはないという理解でよろしいでしょうか。

- 山神水産技師  
はい。その理解で問題ありません。
- 折田委員  
了解しました。ありがとうございます。
- 伊東委員  
八板委員どうぞ。
- 八板委員  
はい。  
同じような質問だと思うんですけども、現行の漁業営む者の資格っていうところが増えてるっていうことは、これまでは漁業を営まない人も入っていたということなんでしょうか。
- 伊東委員  
事務局、説明をお願いします。
- 山神水産技師  
すみません。今ちょっと音声が悪くおりました。漁業を営む者の資格を設定しているというのは、これまでは本来営めない人も入っていたのかというご質問でよろしかったでしょうか。
- 八板委員  
はい。そうです。
- 山神水産技師  
はい。ありがとうございます。  
令和4年に漁業許可化しているのですが、それ以降はずっと同じ要件を設定しています。それまでは、漁業法に基づくものではなかったもので、入ってはいなかったのですが、従来から地元の方だけが採捕を行っていたという状況ですので、資格がない方が入っていたということはありません。
- 伊東委員  
八板委員、今の説明でよろしいですか。
- 八板委員  
念のためですけども字づらからいうと、これまでは漁業を職業としない方もOKだったんですけども、縛りますよというふうな改定にみえるんですけども、その辺は大丈夫でしょうか。

- 伊東委員  
事務局、再度説明をお願いします。
  
- 山神水産技師  
はい。  
漁業の許可ですので、漁業を営むということで、申請があつて許可を行うこととなります。漁業許可ということになりますので、許可を受ける方は、皆さんと同じような漁業者という扱いになります。
  
- 八板委員  
はい。わかりました。
  
- 伊東委員  
他にご意見はございませんか。  
それでは、ないようですので、議題1 知事許可漁業に係る制限措置等の公示については、原案の内容等のおり定めることを適当として答申してよろしいですか。
  
- 各委員  
はい。
  
- 伊東委員  
それでは、そのように答申することに決定します。  
次に、議題2 令和7年度要望書について報告であります。  
事務局からの説明をお願いします。
  
- 赤塚技術主査  
はい。事務局の赤塚です。  
議題2の令和7年の要望書について報告させていただきます。  
めくっていただきまして1ページご覧ください。  
前回の委員会で、全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提出議題について協議をしていただきました。  
前回の委員会の協議内容につきましては令和8年度の提出議題なんですけれども、昨年度に同様に協議したものが、この令和7年度の要望書に反映されているということになります。  
今回の報告についてですけれども、令和7年の要望書について、全国海区漁業調整委員会連合会から各漁業調整委員会に送付されたので、報告するという事になっております。  
令和7年度の要望書についてはですね、令和7年5月12日の総会で承認されております。  
要望活動につきましては、7月23日に実施されております。

結果については先日送付されましたので、次回の委員会で報告させていただきたいと思えます。

内容についてですけれども、量が多いので、後程、お目通しいただきたいんですけれども、2ページから3ページに、要望項目と要望先について、掲載しております。

4ページから26ページにつきましては、要望の内容を記載しておりますので、後程お目通しいただけたらと思えます。

以上で終わります。

○ 伊東委員

ただいまの事務局からの説明に対して、ご質問やご意見等ございませんか。

○ 委員一同

なし。

○ 伊東委員

それでは、ご意見もないようですのでこの件は終了します。

次に、議題3 くろまぐろに関する令和7管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の変更についてであります。

事務局からの説明をお願いします。

○ 吉田水産技師

はい。

水産振興課漁業監理係の吉田です。

私から報告をさせていただきます。

座って説明させていただきます。

資料3をお手元にご用意ください。

今回は、くろまぐろに関する令和7管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の変更についてということでご説明をさせていただきます。

1枚めくっていただきまして、概要でございます。

今回は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までを期間とする令和7管理年度において、国からの追加配分を受けまして、本県くろまぐろ漁業の各管理区分に配分をいたしましたので、その報告となります。

各管理区分への配分については、県資源管理方針に準じて行っており、今管理年度につきましては、令和5管理年度の漁獲実績をもとに配分をしております。

それでは、2の配分結果をご覧ください。

まず、小型魚についてです。

小型の配分比率は、定置漁業：その他くろまぐろ漁業が74：26となっております。

小型魚は12.3トンの追加配分があり、上半期の漁獲可能量に定置漁業へ8.4トン、その他くろまぐろ漁業へ2.9トンの追加となりました。

変更後の漁獲可能量は、定置漁業の上半期が14.4トンになり、下半期を合わせま



すと、定置漁業全体では 35.9 トン、その他くろまぐろ漁業の上半期が 4.9 トンになり、下半期を合わせますと、その他漁業全体は 12.6 トン。

ここに県留保 5.1 トンを合わせますと、小型魚の全体で 53.6 トンという数字になっております。

続いて、大型魚です。

1 枚めくってください。

大型魚の配布比率は、定置漁業：その他くろまぐろ漁業が 61：39 となっております。

大型魚は今回 5.1 トンの追加となり、定置漁業へ 2.8 トン、その他くろまぐろ漁業へ 1.8 トンの追加となりました。

変更後の漁獲可能量は、定置漁業が 19.8 トン、その他くろまぐろ漁業が 12.6 トンで、県留保枠 3.5 トンを合わせて、合計で 35.9 トンとなっております。

今回の変更につきましては、6 月 10 日付の県公報により告示済みとなっております。

なお、小型魚における上半期のすべての漁業について、4 月 19 日より採捕停止となっていたところですが、今回の変更に伴い、6 月 13 日より採捕停止命令は解除されております。

以上で説明を終わります。

○ 伊東委員

ただいまの事務局からの説明に対して、ご質問やご意見等ございませんか。

○ 榎委員

はい。

○ 伊東委員

榎委員どうぞ。

○ 榎委員

これは資源が回復しているから、この数字になっているんですか。

○ 伊東委員

事務局説明をお願いします。

○ 吉田水産技師

はい。

ご質問ありがとうございます。

くろまぐろに関しては資源の回復というところに伴って、この管理年度より枠が増加しています。

この追加配分については、毎年度あるもので、この追加配分の中身というのが、基

本的に前の管理年度から繰り越しの数量っていうのがもともになっているもので、この追加配分については、これまでも数量は違えどあったというものになります。

ただ、ちょっとこの増枠によって数字が増えているというところになります。

- 伊東委員  
 鞆委員、よろしいですか。
- 鞆委員  
 はい。
- 伊東委員  
 他にご質問やご意見等ございませんか。
- 折田委員  
 はい。
- 伊東委員  
 はい。  
 折田委員どうぞ。
- 折田委員  
 はい。質問なんですけど、当初配分シェアのところですが、  
 定置漁業とその他漁業ということで配布が決めているんですが、こういう数値の決め方っていうのは、過去の漁獲実績で決めているのでしょうか。  
 決め方を教えてください。
- 伊東委員  
 はい。  
 事務局説明をお願いします。
- 吉田水産技師  
 はい。  
 ご質問ありがとうございます。  
 決め方については、過去の漁獲実績を参考に決めています。
- 伊東委員  
 折田委員、今の説明でよろしいでしょうか。
- 折田委員  
 ありがとうございます。過去何年分になりますか。

- 吉田水産技師  
はい。  
ご質問ありがとうございます。  
過去何年分ってというのが決まらずでですね、ある程度我々で、ここら辺のシェアが定置漁業とその他くろまぐろ漁業で、どちらもうまく獲れるようになるんじゃないかというところを選んで、この数量を設定する際に、各海区委員会に諮問をして、答申をいただいております。以上です。
  
- 伊東委員  
ただいまの説明でよろしいでしょうか。
  
- 折田委員  
はい。  
了解しました。  
ありがとうございます。
  
- 伊東委員  
はい。  
他にご意見、ご質問等ございませんか。
  
- 委員一同  
なし。
  
- 伊東委員  
それではご意見もないようですので、この件は終了いたします。  
次に議題4 まあじに関する令和7管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の変更について、事務局からの説明をお願いします。
  
- 吉田水産技師  
はい。  
漁業監理係の吉田です。  
私から続けて報告をさせていただきます。  
資料4、お手元にご用意ください。  
まあじに関する令和7年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の変更についてということで、ご説明をさせていただきます。  
1枚めくっていただきまして、まず、変更した概要についてです。  
今回変更した理由ですが、数量明示関係者の合意に基づく、国からの追加配布というものがございまして、変更を行ったところです。  
本県の漁獲可能量につきましては、大中型まき網からの融通を受けて、4,900トンとなっており、今回500トンが追加されまして、5,400トンという数字になりました。

県内の配分方法につきましては、当初配分比率であるまき網漁業が73.5%、その他漁業26.5%で按分をし、変更案にあるとおり、まき網漁業は3,200トンから3,500トンに、その他漁業は現行水準となりますが、1,200トンから1,300トンに、県留保枠は500トンから600トンになっており、合計で5,400トンとなりました。

最後に、この変更の対応状況ですが、7月29日付の県公報により公表済みとなっております。

以上で報告を終わります。

○ 伊東委員

はい。

ただいまの事務局から説明に対してご質問やご意見等ございませんか。

○ 委員一同

なし。

○ 伊東委員

それではご意見もないようですのでこの件は終了いたします。

本日の附議事項は以上となりますので、議事を終了いたしますが、その他、委員の皆様方からご意見ご質問等ございませんか。

○ 伊東委員

はい。

奥村委員どうぞ。

○ 奥村委員

山神さん、先ほどの市長の質問の稚うなぎ漁業についてです。令和4年度から漁業権が発生したんですけれども、その前までは一般者がほとんど受けたんですよね。

漁業者、漁協組合員というのは、多分、種子島漁業組合員が、多分7、8名しか入ってないんですよね。

あとの30名ぐらいは、一般の人なんですよ、シラスウナギはですね。

令和4年に漁業権を設定する経緯を教えてください。

○ 伊東委員

事務局、山神さんよろしくお願ひします。

○ 山神水産技師

稚うなぎは漁業権ではなく、漁業許可に基づいて採捕されてます。

例えばそちらでも、流し網とか許可というものがあると思うんですけど、漁業を営む者の資格が定められたのは、漁業法改正後の話です。令和2年に漁業法改正があって、それ以前は海面の漁業許可でも、そういった設定は無かったんですけれども、今

回その設定しないといけなくなったので、こういうふうに海面の漁業許可も稚うなぎも同じように設定をしていくという状況です。

なぜ、稚うなぎが令和4年に漁業許可化されたのかというところについては、13センチ以下のうなぎの稚魚というのが密漁の疑いが高いというところで、特定水産動植物というものに指定されたので、その採捕が漁業許可に制限されるということで、漁業許可化したということになっております。

説明は以上です。

○ 伊東委員

奥村委員、今の説明でよろしいですか。

○ 奥村委員

よく分かりました。さっきの市長ご質問がですね、シラスウナギを獲るのに対して一般者はいないのかという質問でした。一般の人が獲っていないのかという質問です。

○ 山神水産技師

質問を聞き間違えておりました。申し訳ありません。いわゆるその海面の漁業者の方が獲っているというパターンもありますし、そうではなくて普段他の職業を営んでいるけれど、このタイミングでは稚ウナギの採捕をしていますよという人も入っていると認識しております。

○ 伊東委員

他に、ご質問ご意見等ございませんか。

○ 委員一同

なし。

○ 伊東委員

それではないようですので、その他として事務局から何かありますか。

○ 柳次長

特にありません。

○ 伊東委員

それでは他にないようですので私の役目を終わります。  
ご協力ありがとうございました。

○ 柳次長

ありがとうございました。

以上をもちまして令和7年度第3回熊毛海区漁業調整委員会を閉会いたします。

令和7年8月25日午前11時31分閉会